新潟市公共施設予約システム利用者登録に関する確認事項

○ 現時点で不明な項目については、見込みで記入してください。

		内　　容
1	「東区プラザ利用案内」の確認の有無	・ 有 ⇒ 利用案内に記載されている事項を順守します ・ 無 ⇒ 予約申し込み前に確認をお願いします
2	主催者名	（※登録申請者と違う場合は記入してください）
3	主な催し物の内容	（※想定される利用の内容について具体的に記入してください。）
4	営業・宣伝目的の確認	（※詳細は「東区プラザ利用案内」を確認してください。） ・ 営業・宣伝目的である　　・ 営業・宣伝目的でない
5	対象となる主な利用者	・ サークル・会員・会社内　　・ 一般 ・ その他（具体的に記入：　　）
6	参加費・入場料の有無	・ 有 ⇒ 1人当たり　　円　　内訳（　　） ・ 無
7	販売行為の有無	（※販売行為は原則禁止です。ただし、内容によっては許可する場合がありますので、職員に相談してください。） ・ 有 ⇒ 主な販売物の内容（　　） ・ 無
8	持ち込み備品の有無	・ 有 ⇒ 主な備品の内容（　　） ・ 無
9	飲食の有無	（※飲食の許可条件は「東区プラザ利用案内」を確認してください。） ・ 有 ⇒ 飲食理由（　　） ・ 無
10	新潟市暴力団排除条例	新潟市暴力団排除条例に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる行為でないことを 誓約します　　・　　誓約しません
11	問い合わせがあった場合の対応	・ 下記の連絡先を紹介する　　・ 連絡先は教えない 名称（名前）　　電話番号（　　）　　－

【施設使用料についての注意事項】

施設の利用許可申請後、施設側で予約内容を審査し予約を確定した段階で施設使用料が発生します。施設使用料は利用日当日に窓口でお支払いください。ただし、下記の場合は使用料が発生しません。

① 新潟市東区プラザ条例（以下「条例」という。）第19条第2項の規定により利用の許可を取り消した場合
② 利用者がその責めに帰することのできない理由によって利用できなかった場合
③ 利用者が利用開始日の30日前までに条例第10条の規定による利用の取止めをした場合
※ 利用開始日前30日を過ぎてから利用の取止め（取消し）をした場合は使用料を納付していただきます